平成30年度第2回総合教育会議議事録

日 時 平成31年1月28日(月)

事務局

午前9時30分から午前11時00分まで

場 所 ひかりプラザ5階教育資料室

出席者 構成員 市長 井澤 邦夫

教育委員会教育長 古屋 真宏 教育委員会教育長職務代理者 富山 謙一 教育委員会委員 戸塚 晃

教育委員会委員 佐久間 博美

教育委員会委員 大木 桃代 説明員 政策経営課長 村越 隆治

スポーツ振興課長 木村 達郎 健康推進課長 大谷 明雄

子育て相談室長 前田 典人

教育部長 堀田 順也 教育総務課長 日高 久善

 学務課長
 中島 弘美

 学校指導課長
 松浦 素明

学校指導課統括指導主事 大島 伸二 学校指導課指導主事 關 友矩 社会教育課長 千葉 昌恵

ふるさと文化財課長(統括) 櫻井 明徳公民館課長 山崎 明子

 図書館課長
 藤川 浩二

 政策経営課
 鈴木 輝哉

政策経営課 重田 晋作 教育総務課 山田 隆史 教育総務課 大嶽 みなみ

傍聴人 2人

午前9時30分開会

1 開会

〇井澤市長 皆様,おはようございます。本日は、大変お忙しい中、平成 30 年度の第 2 回総合教育会議にお集まりいただき、ありがとうございます。

早速ではありますが、総合教育会議を開催させていただきたいと思っております。 それでは、次第に従いまして会議を進行させていただきます。

2 協議・調整事項

(1) 子ども一人ひとりに応じた支援を充実するための連携の在り方について

○井澤市長 本日の協議・調整事項は、「子ども一人ひとりに応じた支援を充実するための連携 の在り方について」です。

国分寺市では、妊娠期から市の保健師が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、妊産婦・乳幼児・保護者の心身の健康保持・増進を図るために、出産・子育て応援「ゆりかごこくぶんじ」事業を平成29年7月から実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援体制を構築するための入口となる事業として実施しています。

子育て世代包括支援センターは平成 29 年4月施行の改正母子保健法で母子健康包括支援センター (子育て世代包括支援センターと同義) として規定され、市町村での設置が努力義務とされました。また、平成 28 年6月閣議決定の「ニッポン1億総活躍プラン」では、平成 32 年度末までの全国展開を掲げています。

そのような経過を踏まえ、国分寺市でも、平成31年7月から「子育て世代包括支援センター事業」の実施を予定しております。この事業の対象者は妊産婦・18歳までの子ども及び保護者・養育者としており、妊産婦・乳幼児以外の学齢児も対象となるため、教育委員会との連携についても非常に重要になります。

市長部局、教育委員会において展開している、子ども達を支援するためのそれぞれの制度や機関等についての情報共有・連携を図り、子ども一人ひとりに応じた支援を今まで以上に充実できるようにしていきたいと考えております。

それでは、まず「国分寺市における子育て世代包括支援センター事業」及び「要支援児童等の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の児童福祉法の改正内容について、健康推進課長より説明をお願いします。

○大谷健康推進課長 平成 31 年 7 月より子育て世代包括支援センター事業を実施する予定で す。事業の内容や関係機関の連携などについて御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。初めに市長からも説明がありましたが、国の動向につきましては、母子保健法の改正により妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して包括的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置が努力義務化されました。また、ニッポン一億総活躍プランに基づき、平成32年度末までに地域の実情を踏まえながら全国展開を目指しております。

国の動向を踏まえ、国分寺市では子育て世代包括支援センター事業を国分寺市総合ビジョンの子育て環境整備の中心事業として位置付け、平成31年度に事業を開始することとしております。子育て相談室と健康推進課の2課で導入に向けて検討を行い、センター事業の業務や運営形態について、方向性を示す検討をしてまいりました。国が示している子育て世代包括支援センターの満たすべき基本3要素としては、切れ目のない支援、ワンストップ相談窓口、地域の連携体制の構築が示されております。2ページには、国が示した必要となる支援の例を、妊娠期、出産直後、子育て期の各ステージに分けて記載しております。

国分寺市における子育で世代包括支援センター事業については、4ページと実施イメージの記載のある5ページを併せて御覧ください。妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援のため、支援に必要な実情の把握として、実施イメージでは利用者支援事業(母子保健型)が、先ほども御説明のありました、ゆりかごこくぶんじ事業や乳幼児健診など、健康推進課で実施している事業です。また、利用者支援事業(基本型)が、親子ひろばなどの子育で相談室が実施している事業です。このほかにも保育園や幼稚園、教育機関である小学校とも情報共有を図る必要があります。

支援に必要な方針検討・関係機関連携につきましては、それぞれの部署で把握した支援が必要 と思われる方に、子育て世代包括支援センターのコーディネーターが支援に必要な方針を立てて いきます。医療機関や児童相談所、親子ひろばなどでは、地区担当保健師などと連携して支援を 行ってまいります。また、必要に応じて、子ども家庭支援センターで運営している要保護児童対 策協議会とも密に連絡を図る必要があると考えております。

子育て世代包括支援センター事業の業務には、保健師や社会福祉士などの職種の職員が必要であると考えております。対象につきましては、子ども家庭支援センターとも連携してまいりますので、妊産婦、18歳までの子ども及びその保護者、養育者を対象としております。

資料2の「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」を御覧ください。児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことで、要支援児童及び特定妊婦に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が要支援児童等と思われる者を把握した場合は、当該者の情報を現在地の市町村に提供するよう努めなければならないとされております。関係機関の情報をもとに、早期の段階から市が支援につなげていくこととなります。

個人情報の取扱いに関しましては、個人情報の保護に関する法律において、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない、また、個人データを第三者に提供してはならないと規定されております。しかし、関係機関が要支援児童等に関する知りえた情報を市町村に提供することは、「法令に基づく場合」に該当し、例外的に本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にはならないとなっております。また、国分寺市の個人情報保護条例においても、第8条の収集の制限、第2項において「前項の規定にかかわらず、実施機関は次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を収集することができる」としており、第2号に「法令に定めがあるとき」、第4号に「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認めるとき」と規定されております。また、第10条の目的外利用・外部提供の制限も同様の規定がされております。

4ページ下段の3,各個別分野の留意事項として,情報提供を受けた市町村は,保健・医療・福祉・教育等の関係機関から提供された情報を基に,必要な実情の把握を行うとともに,関係機関に協力を求め,家庭の生活状況や虐待の事実把握等の必要な調査を行うこととなっております。5ページの①の所管部署は健康推進課になります。母子保健事業などが代行する形になります。②の子育て世代包括支援センターは,先ほど説明いたしましたが,健康推進課で新たな事業として取り組む形になります。③の市区町村子ども家庭総合支援拠点は,子育て相談室で子ども家庭支援センターを設置し,親子ひろばの事業を行っております。④の教育委員会事務局は,各学校から指導主事への様々な相談や指導依頼を通じ,要支援児童等を把握した場合や,他機関を通じてその情報を得た場合は,適切に対応するよう指導するとされております。⑤の要保護児童対策地域協議会については,後ほど子育て相談室長より資料3で説明がございます。

(2) 病院,診療所, (3) 助産所, (4) 児童福祉施設等, (5) 学校, (6) その他児童 又は妊産婦の医療,福祉又は教育に関する機関については,それぞれ事業を行っている中で把握 できる立場にあると思われます。子どもの虐待や発生予防,早期発見・早期対応を行うため,要 支援児童等と判断した場合には,必要な支援につなげるために要支援児童等の居住する市町村に 情報提供をする必要があります。

また、13ページの(5)学校の②小学校及び中学校等には、学校及び学校の教職員等は、子どもの虐待を発見しやすい立場にありますので、子どもの虐待の早期発見・早期対応に努める必要があるとされております。工に「情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、学校全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。」と記載がございます。要支援児童等を早期に把握し、速やかに支援を開始するために、保健・医療・福祉・教育との連携体制を構築することにより、一層の連携に取り組む必要があると考えております。

〇井澤市長 続きまして、資料1の5ページの子育て世代包括支援センターの実施イメージに 掲載されておりました、連携体制の仕組みの一つである要保護児童対策地域協議会について、子 育て相談室長より説明をお願いいたします。

〇前田子育て相談室長 資料3,国分寺市児童虐待防止マニュアル改訂版より抜粋の要保護児童対策地域協議会について説明いたします。

要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法に規定する要保護児童・要支援児童・特定妊婦、こちらは資料1ページの図に示しております「要保護児童等」と言いますが、それらの早期発見や適切な保護、また虐待の発生予防や適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき各市町村に設置が努力義務として位置付けられた、関係機関の情報共有と連携・協力、また個人情報保護のための協議会で、子どもを守る地域ネットワークです。

ネットワークのイメージ図ですが、2ページの3に示す図及び5ページに示すネットワーク図のようになります。国分寺市においては、他市と同様に子ども家庭支援センターが協議会の中核となる調整機関に位置付けられています。会議は、3ページの4に記載のとおり、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造からなっております。各会議の協議事項は枠内に示しておりますので、御確認ください。

4ページの実務者会議の枠内を御覧ください。平成28年度から要保護児童対策地域協議会の構成機関の役割・機能の確認や情報交換等を行い,多角的な側面からアセスメントを実施するために進行管理部会を開始しています。子育て世代包括支援センターの開始にあわせて,切れ目のない支援を確実に実施するために,先ほど健康推進課より説明があった実施イメージ図にある母子保健部会の新設を検討しております。子育て世代包括支援センターの設置によって,特定妊婦を含んだ要保護児童等の早期発見につながります。要保護児童等となった場合にはネットワークを構成して,切れ目のない支援を実施していきます。

現在の学校と子ども家庭支援センターとの関わりですが、要保護児童に関しては子ども家庭支援センターと、月に1回、登校状況や欠席理由等を書面で情報共有をしております。また、スクールソーシャルワーカーとの連絡会も月に1回実施し、連絡を密に行っております。子育て世代包括支援センターの設置によって、切れ目のない支援に努めてまいります。

〇井澤市長 続きまして教育委員会における相談体制について,学校指導課統括指導主事より 説明をお願いいたします。

〇大島学校指導課統括指導主事 資料をもとに教育委員会における相談体制について、概要を 御説明いたします。

初めに資料4を御覧ください。教育委員会における相談機関の要としては教育相談室が挙げられます。資料の裏面を御覧ください。教育相談室の利用対象者は、幼児から高校生及びその保護者または学校の先生方となっております。しかし、現状としては学齢期の児童・生徒に係る相談が主なものとなっております。相談内容としては、中段にありますように「お子さまの教育にかかわるあらゆる問題」となっており、様々なお問合せに心理士等の専門の相談員が相談に応じております。また、ことばや聴こえの相談についても、言語聴覚士等の専門の相談員が対応しております。さらに小学校入学や中学校入学に伴う就学相談も重要な役割となっております。

次に、資料5を御覧ください。各学校には、週に1回、スクールカウンセラーが都から派遣されています。カウンセリングを通して個々の悩みや問題解決に向けた支援を行うスクールカウンセラーとともに、本市では2人のスクールソーシャルワーカーを配置しております。各学校では月1回の定期的な巡回を行うとともに、必要に応じて複数回の派遣を行っております。スクールソーシャルワーカーは、支援の必要な児童・生徒に対して社会福祉の専門家としての立場から、環境に働きかけ、家庭・学校・地域の連絡や橋渡しを行うことを役割としております。学校では児童・生徒やその保護者の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を図っております。なお、緊急時など必要なときは、教育相談室の心理士も派遣できる体制を取っております。

最後に資料6を御覧ください。児童・生徒の問題行動や不登校の問題の解決に関しては、国分 寺市健全育成サポートチームを設置し、対応を図っております。構成委員は3にありますように、 学校指導課を事務局として、生活指導の担当校長や生活指導主任、民生委員・児童委員の代表者、子ども家庭支援センター、警察署、児童相談所など多くの機関の方々に関わっていただいております。このサポートチームは、年に1回、5月に顔合わせと情報交換を行っておりますが、各学校では必要に応じてサポート会議を開催し、在籍する児童・生徒個々の問題行動等の解決に向けて、関係機関の方々に支援していただいております。

なお,資料はございませんが,特に不登校に関する相談については,昨年度から適応指導教室 における電話相談も受け付けており,重層的な支援に努めております。

以上が教育委員会における相談体制の概要となりますが、何より児童・生徒やその保護者の第一の相談相手は、担任を中心とした学校の教員であると考えております。今後も相談しやすい環境作りについて、各学校でさらに工夫していくことが大切だと考えております。

○井澤市長 市長部局、教育委員会の主な取組につきまして説明が終わりました。これから皆様に御意見、御質問等をいただきたいと思いますが、今回の議題にありますように、子ども一人ひとりに応じたということでありますので、子ども一人ひとりの特性や環境等がそれぞれ異なることにより、抱える問題も多種多様であります。虐待、いじめ、不登校、育児への悩み、障害児への支援、それ以外にも子どもの居場所等の問題もあります。このような問題に対しまして、市長部局、教育委員会の連携を強化するための意見や、市長部局、教育委員会のそれぞれが行うべきこと等の御意見もいただきたいと思っております。

その他,子育て世代包括支援センター事業につきましては,平成31年7月より新しく事業が開始されますので,子ども達を支援するために気になることや相談体制等で新規に開始するに当たっての留意事項等につきましても,御意見をいただきたいと思っております。

○戸塚委員 意見ではなくて、御質問させていただきたいのですが、非常に基本的な質問で恐縮なのですが、既に当市で実施されている利用者支援事業と、これから実施されようとしている子育て世代包括支援センターの事業についての違いを教えていただけますか。

○前田子育て相談室長 先ほど資料1の5ページで健康推進課から説明がありました母子保健型の利用者支援事業,ゆりかごこくぶんじを現在実施しております。こちらの図の右側にあります基本型の利用者支援事業では、現在、親子ひろば等の巡回の利用者支援専門員、子育て応援パートナーが市内を巡回して支援が必要な可能性のあるお子さんを支援につなげる事業を行っています。子育て世代包括支援センター事業では、母子保健型の利用者支援事業と基本型の利用者支援事業が一体化します。把握したケースを子育て世代包括支援センターでコーディネートして、要保護児童対策地域協議会で議題に上がるようなお子さんを早期に発見していく仕組みを作っていくことになっています。

〇戸塚委員 そうしますと確認ですが、子育て世代包括支援センター事業がスタートした後は、現在の利用者支援事業というのはなくなり、現在ある2つの利用者支援事業は、子育て世代包括支援センター事業に発展解消されるという理解でよろしいのでしょうか。

〇前田子育て相談室長 なくなるということではなく、継続していくことになります。

〇戸塚委員 そうすると母子保健型と基本型という利用者支援事業は従来どおり今後も残り、 それとは別に子育て世代包括支援センター事業がスタートすることになりますよね。先ほどの御 説明ですと、利用者支援事業から上がってきた様々な意見や問題点を子育て世代包括支援セン ター事業で吸収し、それを子ども家庭支援センター等の他の機関と連携してつなげていくことに なるのでしょうか。

○大谷健康推進課長 子育て世代包括支援センター事業につきましては、先ほどから申し上げておりますが、利用者支援事業ということで、リスクの多い方や少ない方がいると思いますが、リスクのある方についていろいろな情報が入ってまいりますので、その方に合った支援プランを作っていく形になっております。ハイリスクの方については、子ども家庭支援センターの要保護児童対策協議会で検討いたしますが、リスクの少ない方などについては、地区担当保健師などがその方に合った支援プランを作り、支援内容についてコーディネートしてまいります。

○戸塚委員 何度も恐縮ですが、そうしますと、子育て世代包括支援センター事業は一言で言うと窓口みたいな役割を担うということなのでしょうか。

〇大谷健康推進課長 子育て世代包括支援センターに直接相談に来る場合,利用者支援事業を通じて子育て相談室に来る場合,あるいは学校や保育園,幼稚園等がリスクのある方という情報を入手する場合が考えられますが,それぞれの方の状況に応じて支援プランを作っていく形を考えております。

〇井澤市長 まさに包括した形で事業を行っていくことになるかと思います。

○古屋教育長 同じ点でもう少し質問をさせていただきたいと思います。今まで学校あるいは教育委員会が把握した要保護児童関係の情報は子ども家庭支援センターに情報提供し、子ども家庭支援センターと相談しながら対応を進めておりましたが、今後はどのようになっていくのでしょうか。子育て世代包括支援センターにお伝えしてそちらでコーディネートしていただくことになるのか、あるいは従来どおりの部分も残しながら行っていくのでしょうか。

〇大谷健康推進課長 こちらについては、従来の部分も残しながら、子育て世代包括支援センターと子育て相談室の連携は密に取ってまいります。子育て世代包括支援センターでもそのような情報を把握しながら事業を行っていくことになります。

〇井澤市長 つまり、従来どおり情報提供していただいて、子育て世代包括支援センターで情報共有をしていくということですね。

○佐久間委員 新しく行われる子育て世代包括支援センター事業について、それぞれ御担当の課長から御説明いただきました。市内全てのお子さんについて妊娠期から子育て期、18歳まで切れ目なく、しかも継続的に支援する仕組みが、市長部局、教育委員会の連携によりできるようになるということは、大変素晴らしいことだと思います。子育て世代包括支援センターの仕組みの利点はいくつもございます。まずは妊娠の届出をした際に、全員が対象となるゆりかごこくぶんじ事業など、子どもに関わる機関で把握した個々の事情に合わせて、必要な支援を継続的に行っていくことができるようになるということです。また、自ら相談に来られる方にとっては、窓口が一本化することによって、より身近に、より便利に支援が受けられるようになるということがあると思います。ぜひ、子育て世代の全ての方が、必要なときには迷わず支援を受けられるように、御自身がこのサービスを受けられる対象だと知ってもらうための周知方法を、既にお考えになっていらっしゃるのではないかと思います。どのようにお知らせをしていくかについて教えていただければと思います。

○大谷健康推進課長 子育て世代包括支援センター事業を開始しても市民の方が知らないとあまり意味がありませんので、こちらではチラシをつくる予定になっております。チラシを子どもなどが集まる場所に配架して、国分寺市で行っている内容を周知していきたいと思います。また、ホームページなどについても、市民の方が分かりやすい形で作成して、お知らせをしていきたいと考えております。

○佐久間委員 分かりやすいものをとお話しいただきましたが、漢字が多いとどうしても難しいと思ってしまいがちですし、こんなことを相談してもいいのかしらと思って迷っている方がぜひ「行ってみようかな」と思う親しみやすいものを作っていただけたらと思います。内容としては、例えば、子育てに関して気になること、心配なこと、どなたでも、どのようなことでも結構ですのでおいでくださいなどです。また、相談の対象になるのかは分かりませんが、もしできることであれば御近所の方、市民の方が「ちょっと気になるのですが」、「ここの御家庭どうなのかしら」と相談できるような場所になると良いと思っておりますので、そのような内容も盛り込んでもらえたらいいのではないかと思います。

さらに、お子さん自身が、ある程度大きくなってくると、家庭で困ったことがあっても誰にも 言えないというケースがあると思います。まずは先生に言えれば良いのでしょうが、いろいろな ケースがあります。お子さんも気になったら立ち寄れるような場所になると良いと思っておりま すので、そのようなことも盛り込んでいただければと思います。また、相談に来られた方の秘密 は守りますということもぜひ入れていただければと思っております。よろしくお願いします。

- **○大谷健康推進課長** 他市の例を見ますと、そのようなことを書いているチラシを作成している自治体がありますので、いただいた御意見については検討させていただきまして、市民の方が分かりやすい、入りやすいように工夫していきたいと思っております。
- **〇佐久間委員** ありがとうございます。ぜひお願いいたします。
- **〇井澤市長** 今,御指摘がありましたように、対象を決めずに広報を行うことが良いのではないかと思います。全市民がこの制度について知ることによって、何か相談したい時、虐待を発見した時などに、このような窓口があるということを市民の間でアドバイスしていただけるような環境を作っていければ良いと思っておりますので、全市民に分かるような広報に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。
- ○富山委員 関連して、資料1の5ページの実施イメージについてお伺いします。学校の教員の立場で考えますと、子どもの状態からある重篤な部分を発見し、学校として組織的にどのように判断するか考え、連携の機関を求めてそれを外に発信をするのですが、今までは子ども家庭支援センターに発信するという話でした。今度この新しいものができたときには、従来どおり、子ども家庭支援センターに発信しておけば、子育て世代包括支援センターでは各機関に寄せられた様々な情報をつなぎ合わせて、情報提供や対応への助言等がこの支援プランの中に構築され、それが今度は子ども家庭支援センターを通じて学校に伝わることで学校と連携が組めるという流れであると理解しました。学校や教員がこのようなシステムがこれから生まれるのだと十分に理解しないと機能していかないと思います。教員が、新しく生まれる包括支援センター事業のイメージをつかめるような場をしっかりと設けていくことが大事ではないかと私は思います。
- **〇井澤市長** こちらの対応については、先生方にしっかりと御理解いただくということで、学校指導課長からお話しいただけますか。
- **〇松浦学校指導課長** 新しい制度ができたときに先生方が困ってしまうことがありますので、 我々はしっかりと説明していかなくてはいけないと思います。校長会や生活指導主任会など、い ろいろな場面でしっかりと説明をしていきたいと思います。
- ○富山委員 屋上屋を架さないような配慮をしながら、子育て世代包括支援センターはこれからかなり深く情報を把握することができるだろうと思います。例えば家庭の中の親子関係や家庭環境など、学校でもなかなかつかみにくいような情報です。それだけにこれが機能していき、この支援プランを子ども家庭支援センターから学校にもらえると、学校の先生として、あるいは学校として、重篤な子どもに対して個々に応じた対応ができる状況が生まれるのではないかと想定いたします。そういう意味ではこのシステムを先ほど校長会でと御説明がありましたが、生活指導主任会あるいは要保護部会などで十分に説明していただけると、この子育て世代包括支援センターが歩き出したときに、全体として機能する、今までできなかったことができるのではないかと期待します。
- **〇井澤市長** 健康推進課長、少し説明をつけ加えてください。
- **○大谷健康推進課長** やはり学校との連携も必要になります。児童のためにどのような支援を 行っていくかという視点で情報を集めることになりますので、その情報の収集方法については、 今後検討を行いながらより良いものにしていきたいと考えております。
- **〇井澤市長** この子育て世代包括支援センターは、まさに子ども一人ひとりに応じた支援を充実させるためのものです。教育現場や家庭の状況を知り得る立場で、子ども家庭支援センターや健康推進課などとも情報共有を図りながら、その家庭や子どもたちに合った形の支援をしていくことが必要になると思っております。
- ○大木委員 資料1の5ページの実施イメージ図についてお伺いします。上部に記載のある既存の利用者支援事業(母子保健型)及び利用者支援事業(基本型)から、子育て世代包括支援センター事業への矢印は、それぞれの面接、現場などにおいて得たリスクの情報を提供するという意味での矢印ということでよろしいでしょうか。

- **○大谷健康推進課長** そのとおりでございます。
- **○大木委員** その下の、子育て世代包括支援センター事業から連携への矢印、医療機関、保健 所等がその下にございますが、この矢印はどのような意味でしょうか。
- **○大谷健康推進課長** こちらは、利用者支援事業から吸い上げてきたリスクのある方について、コーディネート、つまりその方に合った支援プランを作る形になります。支援プランについては、医療機関と必要な部分について連携をして作る場合もありますし、親子ひろばですくい上げていただく形で作る場合もあります。それぞれの方に合った支援プランの内容を、必要な関係機関につなぐという形で資料に記載しております。
- ○大木委員 一つのイメージ図の中で、意味合いが違うものを同じ矢印で表現すると少し分かりにくく感じます。また、先ほどからお話に出てきている情報の提供の際に、特に私も教育委員ですので、教育機関などがどのような形で情報を提供するのかが、このイメージ図だと表現されていません。先ほどから、情報の提供先は新しいセンターになるのか、子ども家庭支援センターなのかという議論がございますが、どのような形で情報を提供するのかの矢印を明確にしていただくことがよろしいのではないかということで、今の質問をさせていただきました。
- **○大谷健康推進課長** こちらの資料につきましては、以前、厚生委員会に資料として提出した ものの部分です。健康推進課でどのような事業をイメージしているかという形の御説明でしたの で、学校などとの連携も追記することになりますと、もう少し工夫が必要だと思います。今後、 市民の方にも分かりやすくしないといけないと思っておりますので、工夫をさせていただきたい と思っております。
- ○大木委員 先ほど、他の委員の方からもお話がございましたように、このような新しい事業が始まる際に、市民の方にとってハードルは高くないということの広報をぜひお願いしたいと思います。市民の方がいろいろ御相談することで、何か特別な問題があるのではないかと感じられ相談しにくくなってしまうと、せっかくこのような良い事業を立ち上げてもあまり効果的でないと思います。まずは広報の段階で、しっかりとその点について工夫をしていただければと思います。これはお願いですのでお答えは結構です。

次の質問です。ここで新しくコーディネーターを設けられるということで、そちらは今までも 既に同様のことをされている保健師や社会福祉士を念頭に置いていると御説明がございました。 今後このような連携の場面が大きく広がることになりますと、このコーディネーターの資質が非 常に問題になると思います。また、いずれこちらの事業がさらに発展していく場合には、当初想 定されていたコーディネーターだけではお仕事として回らなくなるので、育成をしていくことが 必要になってくると思います。コーディネーターの資質、あるいは対応、育成などについて、現 在の段階で何か想定していらっしゃることがあればお教えください。

- **〇井澤市長** 人事,予算等も関係してまいりますが,現時点でどのように対応を考えているのか,答えられる範囲で答えていただきたいと思います。
- ○大谷健康推進課長 人事に関係いたしますので、あまり細かいことは申し上げられませんが、 来年度当初の4月に向けて保健師や社会福祉士を数名、配置したいと考えております。しかし、 委員がおっしゃったように、一旦体制を立ち上げても、いろいろな問題の発生や業務量の増加等 が想定されますので、事務局といたしましても一定の相談の体制を保っていきたいと思っており ます。

人材育成につきましては、現在の体制がございますが、いろいろなケースが関わってまいりますので、育成していかなくてはいけないと考えております。研修会、内部での検討会等を行いながら人材を育成していきたいと考えております。

- **〇井澤市長** 7月に立ち上げるということですが、事前準備も行っております。スタートしてからも現在の育成も含めて、レベルアップしていく形を取っていきたいと思っております。
- **○大木委員** それでは井澤市長にお伺いいたします。今のお話にもございましたように、この 事業は今後の国分寺市の子どもたちにとっても、市民一人ひとりにとっても非常に重要な事業で

あると考えております。先ほど、コーディネーターの育成などについての予算等のお話もございました。まず始めてみないと分からない部分もたくさんあるということは重々承知いたしておりますが、今後この事業をしっかりと運営していくための予算について、必要だということになれば予算措置も十分御検討いただけるおつもりでいらっしゃるかお伺いいたします。

○井澤市長 私からお答えすることになりますが、現在、平成31年度予算を組んでおりまして、これから市議会に諮りますが、私の予算編成の段階では、そちらを考慮して入れております。今後についても先ほど申し上げたように、レベルアップにつながるように改善をしていきたいと思っております。本年7月に事業がスタートして、平成32年度が本格稼働ということになるかと思いますが、そちらに向けて、スタートしてからもしっかりと見直しや改善を行いつつ、また平成32年度の予算でもその点を踏まえて行っていこうと思っております。

〇大木委員 スクールカウンセラー,スクールソーシャルワーカー等が多くの学校で求められているにもかかわらず,予算的な問題で非常に大変であると耳にいたしておりますので,ぜひ教育相談の充実なども併せて御検討いただければと思います。

最後になりますが、今回、特にコーディネーターの方も含め、様々な場面での連携が重視されております。多職種が関わるからこそ、同じ方向を向くことの難しさがあると思います。つまり立場あるいは専門性の違いがある方々が協働するからこそ、より良い仕事ができます。しかし、それと同時に、先ほど市長がおっしゃっていたように、一人ひとりの子どもたち、あるいは市民のためにという思いに違いはありませんが、専門職としての向き合い方が無意識のうちに異なってしまいます。用語1つとっても違うことも多々あります。そのような部分での連携を、机上のもので終わることなく、いかにしっかりと具体的に実施していけるかについて十分御検討いただきたいと思います。そして、私も心理士ですので、守秘義務と連携のジレンマが非常に大きな問題点であると認識しております。いろいろな情報が入ってきた際に、いかに守秘義務を維持しながら連携をしていくかということは大きな課題となります。今までに比べて非常に幅広く連携をしていくからこそ、その点をしっかりと念頭に置いて進めていただければと思います。

〇井澤市長 非常に難しい問題ですが、模索しながら進めていくことになると思います。現時点で考えていることについて、少しお話いただけますか。

○大谷健康推進課長 いろいろな部署と連携することになりますが、各部署と連携する際は、その前に私が調整することになると思います。課長同士の話合いになると思いますので、そのような体制を取っていきたいと考えております。また、多職種の方々に関わっていただくことになりますので、検討をしながらより良いものにしていきたいと考えております。

○古屋教育長 専門職の連携ということで、非常に大切な部分を御提案いただいたと思います。これまでも国分寺市には様々な専門職がいらっしゃいます。どちらかというと市長部局は市長部局、教育委員会は教育委員会という部分がありますが、その連携のひとつとして、先ほど前田室長から御紹介いただいた要保護児童対策地域協議会へのスクールソーシャルワーカーなどの参加がございます。様々な形での連携は行ってきておりますが、このような総合的な窓口ができましたし、そこで様々な事例についてコーディネートをしていただくという中では、ぜひ国分寺市の様々な分野の専門職を御活用いただきたいということが私の願いでもあります。保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士、臨床心理士なども教育委員会にはおりますので、その方々が上手く連携する、あるいはお互いに相談し合えると、とてもいいコーディネートができますし、切れ目のない支援体制が整っていくと思います。

先ほどお話があったような要保護児童対策地域協議会も1つの場にはなるだろうと思いますので、ぜひ意識をしていただいて、教育委員会は教育委員会、市長部局は市長部局ではなく、相互に国分寺市の子どもたち、また子育て世代の保護者の方々を支援していく体制として活用していきたいと思います。予算の有効活用にもつながっていくことかもしれませんので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。お願いだけですので、回答は結構でございます。

〇井澤市長 まさに、現在ある人的な資源を使って総合力で対応していくことになるだろうと

思います。

- **○戸塚委員** 資料1の3ページによりますと、平成30年8月1日現在で、多摩26市のうち既に8市において子育て世代包括支援センターを実施しております。これら8市、現在ではもっと増えているかもしれませんが、既に実施されている市からは、具体的な情報は入っているのでしょうか。もしあれば教えてください。
- **○大谷健康推進課長** 他自治体の子育て世代包括支援センターには、昭島市に1回視察へ行っておりまして、ゆりかご事業として行っており、そこから情報を吸い上げていると聞いております。その中で、保健師が一人ひとりにケースなどを聞き、必要な支援について保健師たちの中でミーティングをしながら支援プランを作成していると聞いております。他の市でも、ゆりかご事業で妊婦との面談を行って、そこから情報を吸い上げている市が多いと聞いております。
- **〇井澤市長** ゆりかごこくぶんじ事業は、妊娠届を提出された方全員との面接を目指しております。まだ、全員との面接には至っておりませんが、国分寺市ではスタートしてから徐々にその面接の割合を高めていこうということで、現在、努力しておりますが、年齢が上がっていくにしたがって、その後も全員と関わり続けていくというわけにはいかないと思います。その取組方法は非常に難しい部分があるかと思いますが、事業を進めながら、また先ほど御指摘がありましたように他市の事例等も学びながら精度を高めていきたいと思っております。
- **〇佐久間委員** 細かい部分について質問をさせていただきます。資料3の要保護児童対策地域 協議会の5ページの図です。学校や保育園は図の中に入っていますが、児童館が見当たりません。 こちらはどのようになっているのでしょうか。
- **〇前田子育て相談室長** 児童館は、子ども子育て事業課に含まれております。
- **○佐久間委員** それでは、児童館の情報は子ども子育て事業課で把握しており、こちらの課が 代表して記載されているということですね。
- **〇前田子育て相談室長** そのとおりでございます。
- **○佐久間委員** 資料2の「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の13ページの②小学校及び中学校等のアで,2行目から3行目にかけて,「当該情報提供に際しては,市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。」とあります。これから決めていかれるのかもしれませんが、学校の中でどのような立場の方がこちらの担当者となるのか,もし決まっていれば教えてください。
- **○大島学校指導課統括指導主事** 学校につきましては生活指導主任等がおりますが、まずは管理職が判断することになりますので、中心となる担当者が管理職になると思います。
- **〇古屋教育長** 管理職が一番の責任者になりますが、学校には虐待防止の担当教員もおりますので、そちらの者も窓口にはなっていくと考えております。
- ○富山委員 ただ今の質問に関連してお伺いします。保護者に対して支援ができない,もしくはいろいろな状況があって支援してほしくないという状況になった場合に,学校はどのように継続して対応をしていくのかということが非常に難しい問題になっていると思います。その結果,支援が途切れてしまって重篤な事態になってしまう,あるいは情報が少ないために効果的な指導に結果としてなっていないことは予想できますし,事実そういうことがあるのだろうと思います。子育て世代包括支援センターは,その家庭の中のいろいろな情報を集めることができますし,持っているかもしれません。先ほどのお話にありました虐待防止のための学校の管理職や担当の教員が,今までも情報をいただいてきたと思いますが,子育て世代包括支援センターができることによって,今まで以上に情報が学校の中に入ってきて,切れ目のない効果的な指導ができるのではないかと期待しております。回答は結構です。私の感想です。
- **○大木委員** 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援の連続性を狙っていることは、当然理解しておりますが、他市区町村からの転入あるいは転出などに関しまして、どのように情報提供を行っているのかということと、今後連続して支援を行うことで予想される様々な問題について、もし現時点でのお考えがあればお聞かせください。

○前田子育て相談室長 要保護児童に関しましては、移管した子ども家庭支援センターに情報提供書を作成して情報を提供しています。反対に他市区町村から転入した場合にも、そのようなものを文書でいただくようになっております。現状はこのように漏れがないような仕組みができ上がっております。

- **〇大木委員** 今後もそちらは継続をしていくということでよろしいでしょうか。
- **〇前田子育て相談室長** 今後も継続して行ってまいります。
- ○大木委員 例えば妊娠期などには70数%,出産時にはほぼ100%近くの方と面談をしていただいていると伺っております。妊娠期や出産直後等にそのような形で一度関わっている場合には、先ほどの富山委員のお話にもありましたように、必要があれば相談をしてみようかなということも出てくるだろうと思いますが、特に他市区町村から転入された方は、国分寺市のこともあまりよく分からず、かつ問題が生じてもどのように相談をすれば良いか分からないということも多々あるかと思います。例えば転入したときや届出が出されたときに情報を提供することも含めて、国分寺市にいらっしゃる方、お一人お一人が大人も子どももみんな心穏やかに過ごしていくことができるように、細かい点につきましても今後御検討いただければと思います。
- **○大谷健康推進課長** 健康推進課では、予防接種や健診など様々な場面でお子さんと関わることがありますので、その事業等を機に、転入した方にどのような事業を行っているか御説明をしております。今回の事業につきましても、今後チラシを作成いたしますが、そちらをお渡しして、このような事業を行っていることをお知らせしていきたいと考えております。
- **〇井澤市長** この事業自体が、子どもはもちろんですが保護者にも本当に寄り添っていく事業でございます。先ほどお話がありましたように、転入してこられた方にも、このような制度や事業があるということを広くお知らせしていく必要があると思いますので、転入時に、今度作成するリーフレットを併せてお渡しするようにしたほうが良いのではないでしょうか。
- **〇古屋教育長** 新たな相談支援体制の構築となっていく際に、おそらくこれまでの支援体制、あるいは相談体制で課題になっている部分や不足する部分を補いながら、総合的に行っていく形になっているだろうと思います。その市民ニーズを把握するためにどのようなことをされてきたのか、どのように把握を現在されているのか、それがおそらく課題になっていくと思いますが、その課題をどのように解決していくのかについて教えてください。教育委員会でも、新たな試みである子育て世代包括支援センターでも、もしございましたら御紹介いただきたいと思います。

例えば、冒頭からお話に出ているような、どこに相談していいのか分からないということもあると思います。それは先ほどからお話に出ている広報という面もあります。広報紙もあるでしょうし、ホームページもございます。ただ、それだけではなくて、相談する場所がどこか分からなくても、どこに行っても同じように相談を受けてもらえるということも、必要ではないかと私は思います。また、ここに行くととても良いですよと御案内をしてもらえることも必要だと思います。あるいは相談を受けている方からは、いろいろなところに行くと何度も同じことを聞かれる、また最初から話さなくてはいけない、それが大変なのだというお話も伺います。系統立てた切れ目のない相談の中で、情報共有されることによってそれが解決されるのではないかと思います。そのような場合の課題と、今回の体制を構築するに当たって、解決に向けてお考えになっていることがありましたら教えていただけたらと思います。

○大谷健康推進課長 健康推進課には専門職の保健師が地区担当でおります。親子ひろばでも保健師と連携したいと思っておりますが、個人情報の取扱いの関係上、要保護指導という形になり、ハイリスクまでは至らない方について、御相談に乗ることは大丈夫なのですが、保健師が現在つなぐことができない状況です。こちらの子育て包括支援センター事業が開始した場合は、その地区担当保健師が、そのような場合出向いていくことができると考えております。そうすることで低いリスクの方についても、地区担当保健師が関わり合いながら行っていけるのではないかと思っております。

〇井澤市長 親子ひろばという話が出ましたが、現在、市でもいろいろな事業を行っておりま

す。その担当者からの情報もおそらくあるのではないかと思っておりますので,このような事業 を通じてできる限り情報共有ができる体制を,構築していければ良いと思っております。

それから、なかなか相談しにくい体制はやはり問題があると思いますので、どこでも相談できる、どこで相談してもここへつながってくる、それからここが一番垣根の低い相談窓口であるというワンストップの窓口という意味合いも持たせる必要があるだろうと思っています。いろいろな相談窓口があり、また、一番相談しやすい所でもあるということで、運営を図っていきたいと思っています。

○大谷健康推進課長 相談窓口という形なのですが、健康部、福祉部、子ども家庭部の中で、現在体制を整えている状況です。実際、第2庁舎について、今年度から場所を借りられるようになりますが、先ほど教育長がおっしゃったように、何度も窓口に行って何度も同じようなことを言っているという形になっております。第2庁舎の窓口については、一旦受けとめたものは、その担当の者がかわって部署間での横の連携をとりながら対応をしている状況ですので、今回始める事業についても、同じような形でやっていきたいと考えております。

- **〇古屋教育長** 教育委員会では何かありますか。
- 〇井澤市長 学校指導課長,お願いします。

○松浦学校指導課長 教育委員会では、教育についての相談は教育相談室へということについては、保護者に周知されております。教員の中でも、その認識は高まっていると思います。そちらにつなぐためにスクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーがいたりという、担任に相談したり、特に就学や、障害のことに関しての相談は、全て教育相談室が受けるし、虐待のことについては子ども家庭支援センターに情報が行くというルートは、かなり確立していると思います。担任なのか、管理職なのかはわかりませんが、保護者としては一番相談しやすい人に相談し、こういうケースはここに行くということは、相談を受けた者には周知されていると思います。このあたりのところはこれまでの取組もありますし、本日お配りした資料にも、「スクールソーシャルワーカーとは」、「教育相談室とは」というものがございますので、こういうものを今後も継続いたしますし、市報にも毎月お知らせを載せて情報がしっかりとつながるようにしておりますので、今度新しい制度になっても、そこは変えずに、もっと全庁的につながっていくという期待を持っているところでございます。

○大木委員 恐らくこのもとというのは、小さいころから、それこそ学齢期に至るまでで、もし何か少し心配な芽があったときには、早いうちに対応をしていこうという意味合いがあると思います。何か少し気になる保護者の方、あるいはお子さんがいた場合には、それがだんだん大きくなっていったときにも、学校現場にもそういった情報が必要に応じて提供されるようにということだと、私は思っております。

ただ、先ほども申しましたように、連携して人が増えれば増えるほど、守秘義務が問題になってきます。こちらに関しても、いわゆる例外規定などがありますが、どのような場合には秘密漏えいや守秘義務違反に当たらないかということの厳密さはあると思います。公認心理士においては、自他ともに人の命が最優先されます。先ほどからあるように、例えば子ども家庭支援センターで情報共有をする必要があるお子さんの場合には、明らかに該当すると思います。先ほどからお話しに出ているような、もっと軽いお悩み、ちょっとした心配などに関して、どのように考えていくのかについて、共通理解が必要だと思います。

御相談者の中には、あちらでもこちらでも同じことを言いたくないという方ももちろんいらっしゃいますが、反対に「えっ、そんなことがもう伝わってしまっているの」と、非常に驚かれる方もいらっしゃると思います。おそらく学校現場などではそのようなことが多くあると思います。例えばスクールカウンセラーに相談して、そのことは担任の先生には言わないでほしいと言っておいた場合ですが、そちらが担任の先生の問題だったときに、おそらく管理職にはお伝えすると思います。どのような形で対応をしていくか、皆さん迷っている場面だと思います。そうしますと、今後連携が広がる際にその部分をどのようにするか、基本的なところをしっかりと押さえて

おかないと、いろいろな問題が生じる危険性があると思います。単にこのペーパーとしてこのように連携すれば良いという理想を考えるだけでなく、現実的なところについてもしっかりと前もってお考えいただきたいと思っております。

- **〇井澤市長** 非常に重要な御指摘だと思います。
- **〇大谷健康推進課長** 個人情報の取扱いは大切なものと思っております。実際、健康推進課でも個人情報を取り扱っている状況で、保健師でも出せないようなものを持っている状況になっております。そちらは丁寧に適切に扱っていきたいと考えています。
- **○戸塚委員** 言葉についての意味の御説明をお願いしたいのですが、資料5のスクールソーシャルワーカーの資料の裏面の図の下のほう、子どもの絵の下の四角の囲いの中に「声かけ、相談・代弁、情報提供など」とあるのですが、この代弁というのは何でしょうか。
- **〇大島学校指導課統括指導主事** 代弁というのは、子どもがしっかりと言葉であらわせないときに、スクールソーシャルワーカーが子どもがどういうことを言いたいのかをくみ取って相手に伝えていくこと、つまり仲介役となっていくというところの代弁と考えております。
- **○佐久間委員** 気になっていることで、少し踏み込んでしまう部分かなと思っておりますが、 先ほど富山委員から、虐待に関するお話があった中で、関わられることを拒絶する方と言うので しょうか、おそらく自分としてはしつけとして行っている、虐待ではないとおっしゃる方につい てです。虐待とそうではないことの見極めと言いますか、支援は結構です、関わらないでくださ いとおっしゃる方にどのように関わっていくのかが、本当に重大なことにつながってしまうかの 瀬戸際なのではないかと思います。それを今ここで聞いて良いのか分からないのですが、とても 引っかかっております。

それから、ゆりかごこくぶんじ事業で、皆さん妊娠届を出してこういう支援が受けられるということになりますが、妊娠届を出さない方や事情があって妊娠届を出せない方もいらっしゃると思います。そういう方にどのように関わっていくのでしょうか。これはずっと考えて続けていかなければいけないことだと思います。いろいろな事例研究もなさると思いますが、一人ひとり事情が異なるので、それぞれの方に関しては最初から関わることになると思いますが、そのことがとても気になっております。

〇井澤市長 虐待への対応についてはしっかりとシステムができていますので、子育て相談室 長、説明をお願いします。

○前田子育て相談室長 ただ今お話があったように、虐待ケースの件で、保護者が介入を拒絶しているケースは実際にあります。そのようなケースに関しましても、関係機関が関わっている場合には、その関係機関と連携を取りながらリスクをこちらでも判断をさせていただきます。本当に危険な場合には、児童相談所にも連携を取りまして児童相談所に法的な介入をしていただく場合もあります。リスクの有無の判断が一番大事だと思いますので、今後、しっかりと関係機関との連携を取って対応していきたいと思っています。

○佐久間委員 お話伺わせていただき、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 ○松浦学校指導課長 虐待の案件について学校で把握した場合は、小学生、中学生になってくれば、子どもが本当に辛いのか、どのような被害に遭っているかなどはしっかりと話をしていくと言葉として発してくれます。そのようなケースについては、保護者の意思に関係なく通告しなければならないという決まりがありますので、そちらに従って連絡を取っております。なぜ連絡をしたのだと言われることもありますが、やはり子どもを守るという意味では、保護者が拒否するかしないかに関係なく、通告をして、しかるべき期間分離する、一時保護するなどいろいろな方法があると思いますが、そういうことを行っていただいて、そしてまた学校に戻ってくるときには丁寧に対応をしております。

〇佐久間委員 ありがとうございます。学齢期のお子さんの話を伺わせていただきました。市内のお子さんではありませんが、虐待ではないのですが、お母さんが精神的な御病気を抱えられて、息子さんとしてはお母さんをかばうのですよね。できないことがいろいろあって、困ること

もあるのですが、息子さんは自分がしっかりしなくてはいけないと思っているようです。そういう気を遣う子は、自分からは皆さんにお知らせしないのです。そのような場合に、先生の手腕が求められるのではないかと思います。どんなことに子どもが困っているのか、本当のところを見極めていただくということが本当に大切なのだろうと思っております。そういうお子さんを見ていると、本当に切なくなりますが、丁寧に対応していただいているということですので、引き続きお願いしたいと思います。

〇古屋教育長 虐待であることが確定しなくても、疑われる部分については対応することが原 則ですので、後で苦情をいただくケースも中にはあるかもしれませんが、しっかりと丁寧に対応 してまいりたいと思っています。

1点だけお願いということで、今後の相談、支援体制の在り方についてお話をさせていただきます。今まで妊娠から出産、そして子育て期の支援の充実ということでしたが、それ以降の義務教育を終えた後については、なかなか焦点化されないというか、見えてこない部分があるのではないかと、非常に心配をしております。教育相談室では18歳、高校生までの方から相談を受け付ける、また、今回の子育て世代包括支援センター事業も18歳まで、青年期まで相談支援を行うというところです。どうしても義務教育が終わった後、相談しにくくなってしまう、引きこもりになってしまう、家庭で何とか対応しているが長期間にわたっているという事例もございます。そういう部分にもぜひ焦点を当てていただいて、体制を整えていただけたら大変ありがたいと思います。教育委員会という視点では教育相談室も関わっておりますので、ぜひ連携をお願いしたいと思っております。

〇井澤市長 お願いですが、何かありますか。

○大谷健康推進課長 健康推進課では、地域での健康づくりという形で考えておりますので、 そちらについては地区担当保健師、各地区担当を分けて保健師を配属する予定になっております。 その中で、乳幼児だけではなく青年期とか高齢者の方についても、健康づくりを行っていくこと になりますので、そこで拾い上げているのではないかということがあります。保健師に負担がか かってしまいますが、今後とも連携しながら引き続き行っていく形になっております。

○富山委員 私の知っている方で、現在国分寺市に住んでいてビザを持っている大学院生がおります。生後3か月の赤ちゃんがいるのですが、このようにビザで国分寺市に住んでいて妊娠をしている女性も、同じような支援が受けられているのでしょうか。確認のため教えてください。日本に来たら妊娠すると母子健康手帳がもらえる、非常に素晴らしい国だと考えていらっしゃいますが、妊娠した後どのような公的な支援が受けられるかという体験的な知識は、非常に少ないと思います。そのような意味で教えてください。

○大谷健康推進課長 そちらの方は、就学ビザなどで日本に来られている方だと思います。その場合、外国人の方も住民登録をしていただくことになると思います。住民登録がありましたら、もし妊娠された場合は母子保健手帳を配布いたしますし、その後、ゆりかごこくぶんじで支援につながっていきます。その中で、市の事業につきましても、ゆりかごこくぶんじの中で、両親学級や妊婦検診など様々な部分を御説明させていただきながら、行っていく形になります。

〇富山委員 その方は母子健康手帳をいただいたと言っていました。ありがとうございます。

〇井澤市長 本日は非常に範囲の広い議題について御意見いただきました。本当に様々な貴重な御意見をいただきましたが、このいただいた御意見を参考、また反映をさせていただいて、教育委員会、市長部局が連携しながら、この事業の精度を上げていきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、7月からスタートする事業でありますので、また現場等でお気づきのことがありましたら、御支援いただければと思っています。また、担当部署は連携を深めて、教育委員会、市長部局という垣根を超えて、このような事業を進めていかなければなりません。何よりも国分寺市の子どもたちを健やかに育てていく、命にかかわるようなことがないように、切れ目のない、そして世代を大きくまたいだ形の支援をしていく、子どもから保護者に至るまでこの国分寺市で安全で安心して子どもを育てられる環境をつくっていくという制度です。こ

の子育て世代包括支援センター事業をしっかりと進めてまいりたいと思っております。 本日は本当に素晴らしい御意見を賜りました。本当にありがとうございました。

3 その他

○井澤市長 その他ということで、事務局から何かございますか。よろしいですか。 それでは、これで平成30年度第2回総合教育会議を閉会とさせていただきます。お疲れさまで した。ありがとうございました。

午前 10 時 59 分閉会